

業務プロセス改革計画の概要

府省名：法務省

手続分野名	登記関係手続		手続数	5手続
主な手続	① 不動産登記の申請 ② 不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等 ③ 商業登記（株式会社）の申請 ④ 商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等 ⑤ 成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求		主たる利用者	司法書士及び土地家屋調査士
成果指標 ・目標 （※様式3に記載された全ての指標を記載ください。）		成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）
	①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間 オンライン申請に係る利用者の満足度	主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士の団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に、オンライン申請（情報入力）に要する平均的な時間について確認をしたところ、その申請（請求）内容によって、申請（請求）情報の入力に要する時間が区々であることから、平均的な時間を算出することは困難であるとのことであった。 満足度 76%（平成 22 年度）	今後も、引き続き利用者の意見を取り入れ、申請（請求）情報の入力に要する時間の効率化に努めてまいりたい。 基準値以上（平成 25 年度）
	②行政運営の効率化に関する指標	業務処理に要する行政コストに関するもの	1 件当たり：28 円 （平成 23 年 7 月）	基準値よりも減少（平成 25 年度）
		業務処理に要する時間や業務量に関するもの	1 件当たり：0.000067 人 （平成 23 年 7 月）	基準値よりも減少（平成 25 年度）
	③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率	61.66%（平成 22 年度）	71%（平成 25 年度）
④その他				
取組の基本的な考え方等	登記関係手続のオンライン申請（請求）は、利用者の利便性の向上に資することから、オンライン申請（請求）の利			

主な視点	取組事項及び実施時期	今後の課題・ユーザー要望等
① 手続の必要性の見直し	申請等の行為の不要化、関連する手続との統合、手続を行う頻度・回数等の軽減、許認可等の有効期間の延長、提出期限の見直し等	該当なし
② 申請に必要な書類の削減・簡素化	申請書等の簡素化、添付書類の提出に係る申請者の負担軽減、士業者の確認、自己保管等による添付書類の省略、バックオフィス連携による添付書類の提出省略、添付書類のオンライン提出の拡大等	① 不動産登記令第9条、第11条、不動産登記規則第36条、第37条、第44条により、一部の添付情報の提供を省略することができることとしている。 ② 商業登記法第54条第2項第2号、第55条第1項第3号、第80条第5号、商業登記規則第37条、第103条第2項等により、一部の添付書面の提出を省略することができることとしている。
③ 申請システムの使い勝手の向上等	申請システムの使い勝手の改善、ヘルプデスク等利用者サポート機能の充実、申請システムの安定運用・効率化等	① 登記情報提供システムについて、更なる機能向上を図るほか、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間の拡大を図る（平成24年度）。（資料1参照） ② 登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、LAN環境等により複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように、機能改善を行う（平成24年度）。（資料2参照） ③ 登記・供託オンライン申請システム又は登記情報提供サービスのシステムダウンに備え、業務代行システムの構築を行う（平成25年度までに）。（資料3参照）
④ オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	手続の特性等に応じた認証方式の再点検、士業者による代理申請時における申請者の電子署名の省略等	① 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている。 ② 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている。
⑤ バックオフィス業務の見直し	申請等の受付から応答までの処理時間の短縮、申請者の希望する場所での証明書等の受取や手続の実施等	① 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としている。 ② 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている。
⑥ 経済的インセンティブの向上等	オンライン利用の場合の手数料の軽減等、手数料の納付方法の見直し等	オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている。
⑦ 広報・普及啓発	利用者の属性、手続の特性等を踏まえた効果的・重点的な普及啓発等	ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請（請求）制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請の利用促進に努める。
⑧ その他	企業等におけるオンライン利用の普及拡大等、国等におけるオンライン利用の拡大、アクセス手段の多様化、申請等に係る情報提供の充実、東日本大震災への対応状況等	① 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している。 ② 国の行政機関、地方公共団体に対して、オンライン申請の積極的な利用を要請している。
備考		